

## 第七章 中東・東南アジア・大洋州主要諸国のテロ対策

益田 哲夫

### 1. 中東主要諸国のテロ対策

中東地域では、イスラエル、パレスチナ双方による報復攻撃が繰り返され、その解決に向けた道筋も不透明な中で、イスラム過激派等によるサウジアラビアの首都リヤドの外国人居住区内等での自爆テロ事件、モロッコのカサブランカにおけるユダヤ文化センター等5カ所同時爆弾事件、トルコのイスタンブールのユダヤ教会堂、英国総領事館等への自爆テロ事件等が相次いで発生した。このほか、サダム・フセイン政権崩壊後のイラクでは、反米・英国テロ事件をはじめ国連事務所、赤十字国際委員会事務所等への無差別大量殺戮テロ事件が連日発生するなど、中東地域におけるテロの脅威は一層高まっている。

このような情勢の中、アラブ諸国は、アラブ連盟やイスラム諸国会議機構等の場でテロに対する非難声明を出し、テロ攻撃のアラブ諸国への拡大には反対したものの、パレスチナのイスラエルに対する抵抗運動とテロの同一視については反対を表明するなどした。この背景には、湾岸戦争後、親欧米政権の打倒を主張する「アルカーイダ」などのイスラム過激派の興隆に危機感を強めたアラブ諸国が、テロ対策の一環として統一步調を探り、①テロ非難 ②「反テロ」を理由としたアラブ諸国へのテロ攻撃の拡大阻止 ③パレスチナ紛争をめぐる米国の公正な仲介要請 ④テロとイスラエルの占領に対する抵抗の区別——で関係国の立場を一致させている。しかしながら、アラブ諸国は、欧米諸国との関係密度が異なるほか、それぞれが抱える国内事情もあるため、テロ対策に資する地域間協力には限界があり、米国との二国間協力においても各国が独自の対策措置を講じているのが実状である。

なお、イランは、その反米姿勢やイスラム世界における影響力行使においてサウジアラビアと競合し、レバノン南部国境地域で政治的影響力を維持しているシーア派民兵勢力の「ヒズボラ」や「アルカーイダ」系の過激派勢力への支援関係もあることから、テロ対策面でアラブ諸国との足並みは、揃っていないのが実状である。また、イスラエルは、これまでの長年の対テロ経験を踏まえて、独自の対応措置を取っている。

#### (1) サウジアラビア

サウジアラビアでは、米国同時多発テロ事件の発生以降、治安当局が主要都市の政府重要施設や米軍関連施設等への警戒措置を講じるとともに市街や主要幹線道路に監視装置を新たに設置するなど警備、監視、検問活動を強化して、不法入国外国人や不審者の検挙、摘発を

進め、「アルカーイダ」の細胞組織を壊滅させ、大量の武器・弾薬等を押収するなどテロ事件の未然防止に向けた積極的な対応策を取った。同国は、このようなテロ対策と治安維持の強化とともにイスラム慈善組織の活動とその活動資金の規制対策にも着手し、テロ関連条約や議定書にも加盟した。さらに、米国とは、対テロ資金規正のための合同委員会を設置するなど対テロ二国間協力が強化された。

2002年中には米国人をはじめとする外国人をねらった自動車爆弾が相次いで発生したものの、大量殺戮型のテロ事件はなかった。しかしながら、2003年に入り、首都リヤドの外国人居住区で多数の死傷者を出す大量殺戮型の連続自爆テロ事件が二度も発生するなど、嚴重な警戒の間隙を縫った自国内のテロリストが綿密なテロ作戦計画を実行する事件が発生した。治安当局は、これらの事件の実行犯が、摘発を免れたアルカーイダ関係者によるものであることを公表した。

サウジアラビアでは、内務省が法執行・警察機関としてテロ対策を担当している。また、テロ事件の発生時には、内務省とともに軍部隊がテロリストらの無力化に当たる一方、テロ組織の動向に係るインテリジェンス情報の収集・分析・評価は、内務省内のテロ担当部局及び総合情報庁 (General Intelligence Presidency) が担当する。テロ対策に係る国際協力及び各国との政策調整業務は、外務省が担当している。

## (2) エジプト

エジプト政府当局は、1997年のルクソールにある古代遺跡の一つで起きたイスラム過激派「イスラム集団」による銃乱射テロ事件以降、徹底的なテロ組織の取締まりを進め、国内過激派勢力の封じ込めにほぼ成功するとともに、「アルカーイダ」と関係を有する海外逃亡中のエジプト人テロリストの身柄拘束と自国への身柄送還に向けた対外協力を積極的に推し進めるなど、テロ事件の未然防止のための政策を強めた。しかし、同国では経済状況の悪化から大学生などの青年層の失業率が依然高く、現実社会への不満や失望感が広がるなど、イスラム過激主義への傾倒が懸念されることから、治安当局がテロ組織や過激思想グループ等への取り締まりを更に強めるなど警戒している。

エジプトでは、内務省傘下の国家警察 (National Police) 及び国家保安捜査総局 (General Directorate for State Security Investigation) が法執行・警察機関としてテロ対策を担当している。また、テロ事件の発生時には、内務省傘下の中央保安部隊 (Central Security Forces) 及び軍部隊がテロリストらの無力化に当たる。一方、テロ組織の動向に係るインテリジェンス情報の収集・分析・評価は、国内・国外を問わず大統領府傘下の総合情報保安局 (General

Intelligence and Security Service)が担当する。テロ対策に係る国際協力及び各国との政策調整業務は、外務省が担当している。なお、国家安全保障会議(National Security Council)が、国家安全保障に係る省庁横断的な調整業務を行っている。

### (3) ヨルダン

ヨルダン政府は、国家の「安全と安定」の確保を政策の最優先事項であるとして、いかなるテロリスト個人若しくは組織に対して寛大な措置を取ることはないとの確固たるテロ対策の方針を示すとともに、法的整備、実践的対応措置、及び国際条約の締結等の具体的な措置を構築している。しかし、同国の治安情勢は、多くのパレスチナ系住民を抱えていることから、イスラエルとパレスチナ間の武力抗争が、反イスラエル、パレスチナ支援抗議デモ等に即座に反映して反政府行動に点火するなどの潜在的な問題を抱えている。また、同国がサウジアラビア、シリア、イラク及びイスラエルと国境を接し、中東地域の交易ルートの経由地でもある地政学的な要衝であり、周辺諸国の政治動向の影響を受け易いことからテロの脅威には厳戒態勢を取っている。

このような中で、2002年には、同国情報機関職員自宅に対する時限爆弾テロ事件や米国外交官に対する射殺テロ事件が発生するなど「アルカーイダ」との関係性を有する人物による犯行が明らかになるとともに、2003年には、バグダッドの在イラク・ヨルダン大使館に対する自爆テロ事件が発生するなど、同国がテロ組織からの攻撃対象の一つになっていることが明らかとなった。

ヨルダンの治安機関は、友好国とのテロ関連情報を恒常的に交換することが重要であるとし、特に爆発物や爆弾の製造に使用される材料等の入手経路の監視を行うなどの爆弾テロ事件の、未然防止に努めている。同国では、内務省傘下の公安総局(Public Security Directorate)が法執行・警察機関としてテロ対策を担当している。また、テロ事件の発生時には、公安総局とともに、軍内の特殊作戦司令部(Royal Jordanian Special Operations Command)がテロリストらの無力化に当たる。一方、テロ組織の動向に係るインテリジェンス情報の収集・分析・評価は、国内・国外を問わず総合情報局(General Intelligence Department)が担当する。総合情報局は逮捕権を有する。総合情報局長官は、国王及び首相へ直接報告を行う。テロ対策に係る国際協力及び各国との政策調整業務は、外務省が担当している。なお、国家安全保障会議(National Security Council)が、国家安全保障に係る省庁横断的な調整業務を行っている。

### (4) シリア

シリア政府は、2001年の米国同時多発テロ事件後、この事件を直ちに非難し、テロ対策に向けた米国への協力を申し入れるとともに、アルカーイダ関連の情報提供も積極的に行った。

同国は、テロリズムとの戦いには国連の役割が重要であるとして国連憲章の原則と目標に沿って加盟国が努力すべきであるとの立場をとるとともに、テロと侵略・占領者に対する抵抗運動は厳密に区別されるべきであるとの立場を堅持している。同国は、これを事由に自国内にパレスチナ系過激派組織の本部や拠点事務所を維持することを認めるとともに、イランがレバノン南部で活動を続ける民兵組織「ヒズボラ」への補給支援を行うことも認めている。

シリアでは、内務省傘下の国家警察(National Police)及び憲兵隊(Gendarmerie)が法執行・警察機関としてテロ対策を担当している。また、テロ事件の発生時には、警察とともに軍部隊がテロリストらの無力化に当たる。一方、テロ組織の動向に係るインテリジェンス情報の収集・分析・評価は、総合情報総局(General Intelligence Directorate)、軍事情報局(Military Intelligence Service)、空軍情報部(Air Force Intelligence)等の情報機関が担当する。テロ対策に係る国際協力及び各国との政策調整業務は、外務省が担当している。なお、大統領安全保障会議(Presidential Security Council)が、国家安全保障に係る省庁横断的な調整業務を行っている。

## (5) イラン

イラン政府は、テロリズムについて「イランは、常にテロリズムの被害者であり、アルカーイダに絡む脅威を受けている」「対テロ・キャンペーンは、国際法と国連憲章に基づく国際社会の統合された努力によってのみ実現される」との立場をとっている。この背景には、同国が、イラクの旧フセイン政権から支援を受けていた反体制武装テロ組織である「ムジャヒディン・ハルク・オルガニゼーション(MKO)」によるテロ攻撃、イラン東部のアフガニスタン・パキスタン国境地域における軍閥、部族間の麻薬取引をめぐるテロ事件の頻発、そして国内の保守派と改革派間の主導権をめぐる熾烈な争いに関わるテロ事案などを内在しているためである。さらに、国際社会における米国主導の対テロキャンペーンをイスラムへの脅威とみなして、あくまでも国連の枠組みでの対応を求めているためである。

イラン政府のテロ対応については、同国が依然として中東和平交渉に反対するレバノンの民兵組織「ヒズボラ」や「ハマス」、「イスラミック・ジハード」等のパレスチナ系過激派への支援を続けているとされ、米国は現在もイランをテロ支援国家の一つとしている。また、「アルカーイダ」との関係についても、イランは自国領へ流入した「アルカーイダ」メンバーを国内で拘束し、外国政府へその身柄を引渡すなどの対応を示す一方、一部のメンバーやその家族を自国領内で保護しているともされる。

イランでは、内務省傘下の法執行部隊(Law Enforcement Forces)が法執行・警察機関とし

てテロ対策を担当している。また、テロ事件の発生時には、法執行部隊とともに、正規軍、革命防衛隊(Isramic Revolutionary Guard Corps)及び動員兵部隊(Basij Coprs)がテロリストらの無力化に当たる。一方、テロ組織の動向に係るインテリジェンス情報の収集・分析・評価は、国内・国外を問わず情報省(Ministry of Intelligence and Internal Security)が担当する。情報省職員は逮捕権を有する。情報大臣は、最高指導者及び大統領へ直接報告を行う。テロ対策に係る国際協力及び各国との政策調整業務は、外務省が担当している。なお、国家安全保障最高評議会(Supreme National Security Council)が、国家安全保障に係る省庁横断的な調整業務を行っている。

## (6) イスラエル

イスラエルでは、シャロン現首相が2000年9月にエルサレムのアル・アクサ・モスクに立ち入ったことを契機に、新たなイスラエル・パレスチナ間の衝突(アル・アクサ・インティファダ)が発生した。それまでの米国を仲介とするイスラエルとパレスチナ自治政府との間の和平交渉はとん挫し、2000年秋以降、双方によるテロとその報復攻撃が連鎖的に繰り返された。2003年秋、双方間で一時的な停戦が合意されたものの、2004年1月にパレスチナ人過激派によるテロが再発し、イスラエル側がこれに応じてヨルダン川西岸地区等へ進軍するなど、先の見通しが立たない状況に至っている。

イスラエルでは、公安省(Ministry of Public Security)傘下の警察が法執行機関としてテロ対策を担当している。また、国防軍(Israeli Defense Forces)も警察とともに、テロ事件が生じた場合、テロリストらの無力化に当たる。一方、テロ組織の動向に係るインテリジェンス情報のうち、国内に関する同情報の収集・分析・評価は保安庁(Security Agency:旧総合保安局)が、国外に関する同情報の収集・分析・評価は「モサド(Mossad)」が各々担当する。保安庁職員は、逮捕権を有する。保安庁及び「モサド」は、いずれも首相直轄組織である。テロ対策に係る国際協力及び各国との政策調整業務は、外務省が担当している。なお、国家安全保障会議(National Security Council)が、国家安全保障に係る省庁横断的な調整業務を行っている。

## 2. 東南アジア・大洋州主要諸国のテロ対策

東南アジア地域では、ASEAN、ARF、ASEM、APEC等の枠組みの中で、首脳会談をはじめ実務テロ専門家レベルに至る様々な会議・会合が行われ、その中で具体的なテロ対策の共同行動に向けた諸共同宣言・声明等が打ち出された。特に、東南アジア諸国は、米英軍等によるアフガニスタン攻撃後、「アルカーイダ」のメンバーが東南アジア地域に離散し、新たな活

動拠点を構築し始めたとの状況を踏まえて、関係各国が自国内のイスラム過激派メンバーの摘発を積極的に進めた。その結果、マレーシア、インドネシア、フィリピン南部を統合してイスラム国家を目指す「ジェマ・イスラミア(JI)」のネットワークと「アルカーイダ」との関係が明らかにされるなどした。このように同地域におけるイスラム過激派に対する脅威は、大きく高まり地域内の具体的な対テロ策措置の構築が急務となった。

このような中で、インドネシアではバリ島爆弾事件をはじめとするイスラム過激派によるテロ事件が相次いで発生するなど、関係諸国のテロ対策の共同行動に向けた動きが本格化した。そのテロ対策に向けた共同行動の基本方策は、国際テロ防止と撲滅のための協力の枠組みの構築である。そのための関係機関による情報交換、警察・司法機関の連携等による専門家の訓練・育成、テロ関連物資、資金の流れを阻止するための金融資産の凍結、航空・海上航路の安全確保、出入国管理、及びテロ防止のための法的整備等、様々な分野での協議が推進されるとともに、キャパシティ・ビルディングの分野では多くの成果が挙げられている。

#### (1) シンガポール

シンガポールは、東南アジア地域の交通・輸送・金融の拠点であるとともに、エネルギーや水、食糧等を近隣諸国へ依存している。さらに、国内的には多民族、多宗教国家であることから、国内民族間の調和など慎重な政策運営が求められる問題を抱えてきた。2001年の9.11米同時多発テロ事件後、シンガポール治安当局は、「アルカーイダ」との関係が指摘される「ジェマ・イスラミア(JI)」に対する摘発に乗り出し、同年12月、JIのメンバーら15人を逮捕した。その後、アフガニスタンの「アルカーイダ」キャンプから、JIメンバーが撮影したとみられるシンガポール国内所在の欧米・イスラエル公館やシンガポール国防施設等の写真等が発見された。これらを踏まえ、シンガポールはASEAN及び国際社会との連携を深め、国際的な対テロ活動に積極的な取り組みを進めている。

シンガポールでは、内務省傘下の警察が、法執機関としてテロ対策を担当している。テロ組織の動向に係るインテリジェンス情報のうち、国内に関する同情報の収集・分析・評価は内務省傘下の国内保安局(Internal Security Department)が、国外に関する同情報の収集・分析・評価は国防省傘下の保安情報局(Security and Intelligence Department)が各々担当する。テロ対策に係る国際協力及び各国との政策調整業務は、外務省が担当している。なお、テロ対策に係る諸業務の横断的調整のため、統合対テロセンター(Joint Counter Terrorism Center)が設置されている。同国には、テロリストらを予防拘禁する権限を治安当局に付与する国内保安法(Internal Security Act)があり、JIのシンガポール細胞に対する摘発等に効果を

発揮したとされる。

## (2) マレーシア

マレーシアは、タイと陸続きで国境を接するとともに、フィリピンやインドネシアとも領海越しに隣接している。こうした地政的条件により、マレーシアとこれら隣接諸国との間を不法入国者や禁制品が往来することは容易とされる。2001年の9.11米同時多発テロ事件後、マレーシア当局は「アルカーイダ」の関連組織とされる「ジェマ・イスラミア(JI)」や「マレーシア・イスラム武装集団(KMM)」の摘発を精力的に行っており、これまでに90人余が同国内で逮捕されている。

マレーシアでは、内務省傘下の王立警察(Royal Malaysian Police)が、法執行機関としてテロ対策を担当している。テロ組織の動向に係るインテリジェンス情報のうち、国内に関する同情報の収集・分析・評価は王立警察特別部(Special Branch)が担当し、国外に関する同情報の収集・分析・評価は首相府調査局(Research Division)が各々担当する。テロ対策に係る国際協力及び各国との政策調整業務は、外務省が担当している。同国は、シンガポールと同様、テロリストらを予防拘禁する権限を治安当局に付与する国内保安法があり、国内の宗教的過激派に対する摘発等に効果を発揮したとされる。

また、マレーシアはタイ、インドネシア、フィリピンなど近隣諸国とのテロ対策協定を結ぶとともに、クアラルンプールに東南アジア地域の「テロ対策訓練センター」を創設して対テロの専門家育成を本格的に稼働始めた。

## (3) インドネシア

インドネシア政府は、2001年の9.11米同時多発テロ事件以降も、2002年10月にバリ島爆弾テロ事件が発生するまで、自国内にイスラム過激派組織やテロ組織が存在し得ないとの立場を踏襲してきた。しかし、バリ島爆弾テロ事件を契機にその立場を一転させ、ASEANの一員としての対テロ共同行動のみならず、米国やオーストラリアをはじめとする国際社会から対テロ面の支援を受け入れるなどした。しかし、広大な領海に自国領の島々が散在するなど、同国の置かれた地政的な現実には、テロ対策の取り組みを阻害する要因となっていることも否めない。

バリ島爆弾事件やジャカルタ市街の高級ホテル自爆テロ事件などのテロ事件が相次ぎ、JIによる潜在的なテロ脅威が続くインドネシアでは、国家警察が法執行機関としてテロ対策を担当している。テロ組織の動向に係るインテリジェンス情報の収集・分析・評価は、国家警察情報部、国軍戦略情報庁(Strategic Intelligence Agency:BAIS)及び国家情報庁(National Intelligence Agency:BIN)が担当しているが、テロ事件の発生時には、国家警察及び国軍の双方がテロリス

トらの無力化にあたる。また、テロ対策に係る国際協力及び各国との政策調整業務は、外務省が担当している。

#### (4) タイ

タイでは2003年6月、「アルカーイダ」との関係性を有し、東南アジア地域でイスラム過激派のネットワークを構築していた「ジェマ・イスラミア(JI)」のタイ国内の細胞メンバー 3名が逮捕された。タイ政府は、これまで「自国内にテロの脅威は存在しない」との立場を表明していたが、JI組織がカンボジア国境地域も含めてタイ国内にも浸透していた事実が明らかになり、関係諸国からの協力支援を得て本格的なテロ対策に乗り出した。その結果、同年8月にはJI最高幹部の一人であり、テロ作戦軍事部門の責任者であるハンバリ(通称)が、タイ警察当局によって逮捕されるに至った。このような一連のJIメンバーの逮捕後の供述から、首都バンコクにある米国、英国、オーストラリア、シンガポール、イスラエル各大使館と国内の観光リゾートにおけるテロ作戦計画が明らかにされた。

タイ政府は、テロの脅威が現実になったことを踏まえて、米国、オーストラリアをはじめ近隣ASEAN諸国とのテロ対策分野での協力を強化した。同国内のテロ対応政府機関は、次のとおりである。国家安全保障会議事務局(National Security Council)が政治、経済、国際情勢、軍事技術等、あらゆる情報の評価・分析を行い、首相に直接報告する。そのほか、国際情勢、外交、近隣諸国不穏勢力等に関する情報収集を担当する国家情報庁(National Intelligence Agency)や組織犯罪、防諜、国内公安維持等に関する情報収集及び警察活動を担当する中央調査局(Central Investigation Bureau)がタイのテロ対策にあたっている。こうした取組みを効果的なものにするために、タイでは、平成15年8月、反テロ条項を盛り込んだ修正刑法案が緊急勅令の形で発効した。同勅令では、経済に深刻な影響をもたらしたり、社会的なインフラ基盤に対して危害を与えるような行為をテロと位置づけているほか、武器取扱等の軍事訓練やテロ計画について参加または隠匿した者も刑罰の対象としている。

#### (5) フィリピン

フィリピンでは、これまでも共産主義反政府組織である「新人民軍(NPA)」による全国規模のテロ攻撃だけではなく、フィリピン南部を拠点とするイスラム過激派「アブ・サヤフ・グループ(ASG)」やモロ・イスラム解放戦線(MILF)による潜在的なテロの脅威に遭遇してきたことから、これまでも米国からの支援を受けるなどしてテロ掃討作戦を強力に展開するなど一定の成果を上げてきた。しかしながら、2002年10月のインドネシア・バリ島爆弾テロ事件前後のフィリピン国内



で発生したテロ事件等から、「アルカーイダ」と密接な関係を有するイスラム過激派「ジェマ・イスラミア(JI)」の活動実態が明らかになるとともに同国内のイスラム過激派諸勢力との連携も指摘されるようになった。

フィリピン治安当局は、このような緊迫した国内テロ情勢を踏まえて、米国をはじめとする諸外国との連携の下でテロ対策の強化策を打ち出し、軍事作戦も展開するなど国内のテロ分子の動向把握・摘発活動を押し進めた。しかしながら、同国の地勢的な事情と国軍の限られた人員・装備・作戦資金等から反政府勢力の壊滅には苦慮しているのが実状である。特に、一部のイスラム過激派勢力が政府との和平交渉の意思を示してはいるものの、多くが政府との対決を一層強める姿勢を示していることから、同国内でビジネス活動を展開している日系企業等への誘拐テロ事案や無差別殺りく型の爆弾テロ事件の発生が今後も強く懸念される。

フィリピンでは、2003年6月に対テロ法案が議会上程され、現在も審議中である。同法案が成立すれば、通信傍受等の手段によって政府が不審者と判断した人物の銀行口座を調査したり、テロと関係があるとされた人の資産を凍結することが可能となる。また、同法案には、合法団体であっても、テロとの関わりが疑われれば「テロ組織」として非合法化する権限も盛り込まれている。なお、同法違反者の罰則には死刑も含まれる。

フィリピンは、このようなテロ対策の法整備に取り組むとともに、米国をはじめ近隣諸国との緊密な対テロ協力関係を強化するなどしてイスラム過激派メンバーやテロリスト容疑者を相次いで拘束するなどのテロ対策の実効を挙げた。

フィリピンのテロ対策を所管する政府関係機関は、次のとおりである。国家情報調整庁(National Intelligence Coordination Agency)が治安・情報各機関の活動を統合・調整し、情報分析報告を作成している。そのほか、国軍(Armed Forces of the Philippines)が米軍当局との密接な協力関係の下、「テロとの戦い」を継続する一方で、フィリピン国家警察(Philippine National Police)が国内中心の情報収集及び捜査活動を展開している。

## (6) オーストラリア

オーストラリア政府は、米国同時多発テロ事件以後、アフガニスタンに対する軍事行動に米英軍とともに参戦するなどしたことから、「アルカーイダ」等からの同国の内外の権益を標的とするテロ攻撃に厳戒体制をとってきた。このような中で、2002年10月、インドネシアの観光リゾート地であるバリ島のディスコで爆弾テロ事件が発生し、同島で休暇を取っていた多数のオーストラリア人が死傷するという衝撃的な事件が発生した。この事件を契機に、同国の治安当局は、インドネシア警察当局との合同捜査に積極的に関わり、犯人の割り出し作業やその後のテロ対策の

構築のために尽力した。また、オーストラリアは、米英軍によるイラク攻撃後のオーストラリア軍のイラク駐留に対する報復の可能性を示唆するテロ攻撃の声明が出されたことから、同国への外国人の出入国管理を一層厳重にするとともに、ASEAN諸国とのテロ対策の構築に向けた人的・物的支援を含むキャパシティ・ビルディング支援に米国、日本と協力して、東南アジア地域におけるテロ防止に全力を上げている。

さらに、同国では最近、安全保障上の懸念とテロ情勢が一層緊迫したことなどを受けて、政府全体のテロ脅威評価機関として「国家脅威評価センター(NTAC)」が新たに設置され、これまで関係各機関が進めてきたテロ情報の脅威・分析評価をNTACに統合することになった。このほか、同国では、テロ情報収集及びその脅威評価等を行う情報コミュニティとして次のような政府機関を挙げることができる。まず、政府全体のテロ対策調整機関として、首相府(PM&C)国家安全保障部がある。国内のテロ情報収集機関としては、司法省所属の治安情報機関(ASIO)が、治安関連情報の収集と国内での外国関連情報の収集を行い、国外での情報収集等は外交貿易省(DFAT)所属の秘密情報機関(ASIS)が行う。このほか、警察・法執行機関である連邦警察(AFP)と国防関係機関としての国防情報局(DIO)がテロ事件の捜査と対策を行うとともに、運輸省を含む他の政府関係機関が情報コミュニティと一体でテロ防止に当たっている。